

○那覇市下水道条例 (抜粋)

第7章 雑則

(手数料)

第50条 指定工事店の登録等について、次に定めるところにより手数料を徴収する。

(1) 指定工事店登録手数料

新規登録 1件につき 2万4,100円

継続登録 1件につき 2万1,000円

(2) 指定工事店証再発行手数料 1件につき 1,600円